

選挙に行こう！！ ～海外での選挙の投票、「在外選挙制度」～

北京事務所

「必ずやると決断してもらえるなら、今週の 16 日に衆議院を解散してもいいと思っている。」「後ろに区切りをつけて結論を出そう。16日に解散する！」という、野田前内閣総理大臣の国会における党首討論での劇的な発言で衆議院の解散総選挙が突然決まったのは 2012 年 11 月 14 日。その報道を聞いた私は、「ついに来た！」と思いました。何が「ついに」なのか。もちろん解散総選挙のこともそうですが、それだけではありません。そう、初めての海外での選挙の投票体験が来たということが「ついに」なのです。

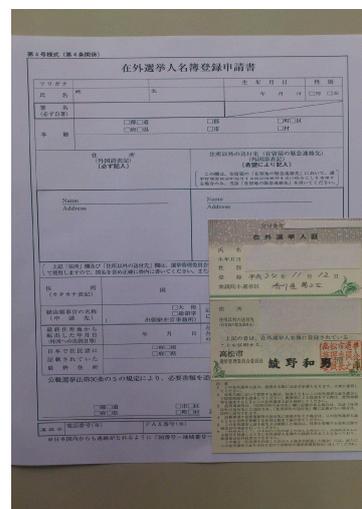
国民固有の権利として日本国憲法第 15 条¹⁾に謳われ、公職選挙法（以下「法」）第 9 条²⁾で定められている我々の選挙権。海外でもそれは保障されるのか？投票は可能なのか？今回、2012 年 12 月 4 日公示、同 16 日に投開票の行われた衆議院選挙の、北京でのいわゆる「在外投票」を例に、海外での投票について紹介します。

「在外投票」への初めの一步、「在外選挙人登録」

公職選挙法には、日本国民で年齢 20 歳以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有するとされていますが、三か月以上市町村³⁾の区域内に住所を有しないと地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有しないとされています。⁴⁾したがって、海外で投票できるのは、自ずと国会議員選挙に限られることになります。⁵⁾

ところで、日本国内に住んでいる時に選挙がある場合、投票に行く以外我々は特別な手続きを必要としません。選挙が公示されると、投票日（投票期日）のしばらく前に、住んでいる市区町村の選挙管理委員会から投票場入場券が送られてきます。これは、各市区町村の窓口で転入手続きをとって住民として登録されたあと、その市区町村の選挙管理委員会によって、その市区町村内で投票ができる人（選挙人）の名簿である「選挙人名簿」に自動的に登録されているからです。⁶⁾実は海外でも、選挙で投票するためには、市区町村が持っているもう一つの選挙人名簿、「在外選挙人名簿」に登録されている必要があります。⁷⁾海外に居住地を移した場合、その在留地の日本大使館や領事館等（以下「在外公館」。）で申請することによって、転出届を提出した日本国内の最終住居地の市区町村が所管する在外選挙人名簿に登録されます。申請者を在外選挙人名簿に登録した市区町村は、在外公館経由でその申請者に対して「在外選挙人証」を交付します。⁸⁾

ここ北京市においては、当然のことながら在中華人民共和



在外選挙人名簿登録申請書
と在外選挙人証

国日本国大使館領事部（以下「領事部」）を経由して、それぞれの市区町村の選挙管理委員会に申請します。なお、領事部でも在外選挙制度の普及に努めており、領事部で受け付けるほか、日系企業が多くあるビルや日本人が多く居住する集合住宅に出張して申請を受け付けるなど、制度の普及啓発に取り組んでいらっしゃいます。⁹⁾ なお、北京では領事部に申請を受理していただいてから概ね 3 か月程度で在外選挙人証を受け取ることができます。私の場合は、パスポート更新のために 9 月に領事部に行った際に申請し、在外選挙人証を 11 月に受け取りましたので、今回の衆議院議員選挙は、タイムリーな選挙となったわけです。

誰に入れる？ 在外投票の実際

前述のとおり、在外投票できるのは、国会議員選挙のみです。その上、在外選挙人名簿は、既に転出しているにもかかわらず、最終住居地の名簿に登録されます。したがって、在外投票においては、衆参両院議員の選挙で、自分が最後に住んでいた選挙区分が対象ということになります。

実際の在外投票は、一般に日本国内で投票所に行って投票するのとは色々な違いがあります。ここでは、実際に投票する立場から見た場合のそれらの違いを中心に、在外投票の実際を紹介します。¹⁰⁾

（国内での投票）

さて、国内で投票する場合、投票者としては、まず、居住する市区町村の選挙管理委員会から郵送されてくる投票所入場券を受け取ることからスタートします。¹¹⁾ そして投票日に近所の投票所（小中学校の体育館がよく利用されていると思います。）に行きます。ここでは、大雑把に言えば次のような流れになります。まず受付で、担当の方があなたの投票所入場券を見て、名簿を確認すると、次の担当者があなたに投票用紙を渡してくれます。¹²⁾ 次に、あなたはそれを持って記載台に向かいます。周りを見れば、すぐに候補者の一覧が張り出されているのに気づくはずで、その中から名前を選び投票用紙に記入すると、それを、不正防止の為に厳重に施錠された投票箱に入れます。それで終わりです。¹³⁾

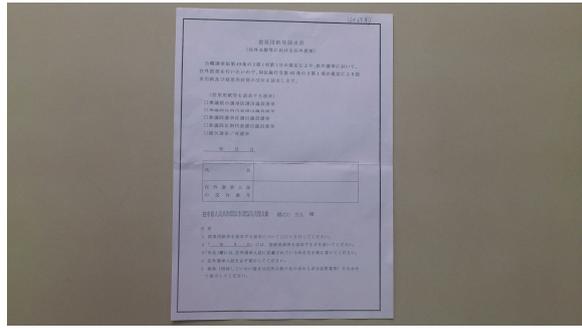
（在外公館での投票）

では、在外投票の場合はどうでしょう。今回の私の投票を例に見てみましょう。

在外投票の場合は、まず、在外選挙認証を持つ本人であることの確認¹⁴⁾、投票用紙及び投票用封筒の請求¹⁵⁾から始まります。私の場合も、領事部の一角に設けられた投票所に入り、まず、そこで係の方に、在外選挙人証とパスポートをお見せし、私本人であることを確認してもらいました。次に指示された所（図①）で投票用紙と投票用封筒（投票用紙を入れ封をするだけの内封筒と、更にそれを入れて氏名と在外選挙人証記載の選挙管理委員会名を記入する外封筒）を請求する用紙（図②）に記入します。それを次の係の方に渡して、今回の選挙である衆議院議員選挙の小選挙区用の投票用紙及び投票用封筒並びに比

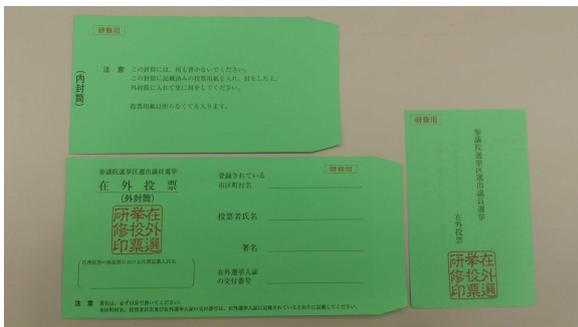


図①投票用紙等請求用紙記載場所



図②投票用紙等請求用紙（サンプル）

例代表用投票用紙及び投票用封筒（図③）を各 1 組ずつ受け取り、指示された筆記台（在外公館投票記載場所、図④）でそれぞれ記入します。



図③投票用紙及び投票用封筒（サンプル）



図④投票記載場所

さて、ここで必要なのは、自分が投票できる地区からは一体どのような候補者が立候補しているのか、という情報です。国内の投票所のように目の前に立候補者一覧が掲示されているわけではありません。ここでは全国の候補者全てを載せなければなりませんから、そんなことをしたら壁中びっしり候補者の名前が並ぶうえ、歩き回って自分の該当区分を探しまわらなくてはならないでしょう。ちなみに今回の衆議院議員選挙で言えば、比例代表の選挙区が 11 ブロック、小選挙区が実に 300 区です。今回、領事部では、クリアファイルに小選挙区及び比例ブロックごとに候補者一覧を作成して綴じ、それを記載台ごとに用意して下さっていました。そこから目的の候補者及び政党を確認し、投票用紙に記入しました。それを投票等用封筒に入れ、封をします。投票用紙を直接入れる投票箱は使用しません。なぜなら在外投票は、投票後全国各地の選挙管理委員会に送付されるため、その手続きの過程で投票箱を開けてしまえば投票の秘密が確保できないなど、いくつかの問題が生じるからです。なお、封筒は、内封筒と外封筒の二つですので、それぞれに封をしなければなりません。ここで一つ忘れてはいけないのは、外封筒に自分の在外選挙人証を発行してくれている選挙管理委員会の名を記載すること。¹⁶⁾これを忘れるとせっかくの投票用紙はどこかを彷徨い、無効票になってしまうかもしれません。¹⁷⁾

記入、封が終わればそれを係の人に提出します。担当者は外封筒に前述の必要事項が書かれていることを確認したうえで、立会人に渡してサインを求めます。¹⁸⁾立会人のサインが終われば、担当者は、予め用意してある国内送付用の封筒にこれを入れ、これで投票は

終わりです。

選挙に行こう！

さて、在外公館で行った在外投票の投票用紙はどのようなのでしょうか。在外公館における投票用紙の入った投票用封筒¹⁹⁾は、在外投票最終日²⁰⁾まで厳重に保管され、その後速やかに外務省本省に送られ、そこから国内送付用封筒記載の各市区町村選挙管理委員会に送付されます。各選挙管理委員会では内封筒（投票者個人を特定するものは何も記載されていない。）を取り出し、世界中から送られた他の内封筒とかき混ぜて個人を特定できないようにします。その後、各内封筒から投票用紙を取り出し、ようやく施錠された投票箱に入れられることとなります。後は、国内の投票用紙と併せて開票され、各候補者の得票数にカウントされていくのです。もちろん、私の投票もカウントされたはずですが。誰に投票したかはもちろん秘密ですが。

こうして、海外にいても、我々の一票が次の政治に反映されることとなります。昨年来、日中関係は難しい状況にあり、駐在している我々としても、次の日本の政治がどのような方向に行くのか重要な問題です。その意味でも、ささやかな私の一票が私自身の生活に影響を及ぼすかもしれません。皆さん、選挙に行きましょう！！

※ 本稿は、在中華人民共和国日本国大使館領事部のご協力により作成しております。ただし、なお残された不備等は当方の責によるものです。

<参考>

第 46 回衆議院議員選挙、在中国日本国大使館領事部における在外選挙の結果²¹⁾

- 投票期間 平成 24 年 12 月 5 日～10 日
- 投票者数 392 人（平成 24 年 12 月 31 日現在在外選挙人登録者数 1,409 人）

<在外選挙制度のまとめ>

海外赴任先での国政選挙の投票

- 一つの領事館の管轄区域内で引き続き 3 か月以上住所を有する者は、在外公館を通じて、転出届を提出した市町村選挙管理委員会に登録し、在外選挙認証を受け取る。
- 投票できるのは、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の選挙のみで、海外赴任直前に住んでいた市町村の選挙区分。
- 投票は、公示日の翌日から選挙の期日 6 日前。

☆総務省の在外選挙制度のホームページ <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

1) 日本国憲法第 15 条；(第 2 項及び第 4 項以降略)

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

2) 公職選挙法(以下「法」)第 9 条；(第 3 項略)

第 9 条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3) ここで「市町村」は地方自治法第 281 条の 2 の規定により、特別区(東京 23 区)を含むので、これ以降「市区町村」とする。

4) 2) の法第 9 条第 1 項及び第 2 項。

5) 通常、海外に長期に赴任する場合、離日前に住民票を有する市区町村において「転出届」を提出しなければならない、この点は国内における引越しについても同じだが、海外の場合は市区町村への「転入届」がない(代わりに領事館への在留届の手続きがある)。したがって、公職選挙法第 9 条第 2 項の条件を満たすことができないため、地方自治体の選挙には投票できない。

6) 法第 22 条第 1 項。

7) 法第 30 条の 5。ただし、法第 30 条の 4 の規定により、在留届又は公共料金の支払い証明等により、当該地に引き続き 3 か月以上住所を有していることが明らかでなければならない。

8) 法第 30 条の 6。

9) 領事部によると、北京のほか、領事部が管轄する、天津など北京以外の地域にも出張して登録申請を受け付けるなど、この制度の普及に努めているとのこと。なお、手続きの詳細は領事部のサイト(http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/senkyo_2_j.htm)を参照。

10) なお在外投票の方法は、法第 49 条の 2 に規定されている通り、在外公館が指定する場所に行って投票する場合のほか、郵便等による方法及び日本国内において投票を行う方法がある。ただし、本稿では在外公館での投票に焦点を当てるため、「国内での投票」は、在外投票ではなく、日本国内に居住する場合の通常の投票を指すこととする。

11) 次に行うべきは、不在者投票を含む期日前投票をするのか、それとも投票日当日に投票に行くかの意思決定だが、ここでは、在外投票との違いを明確にするために、投票日当日に投票するケースを考える。なお、国内での投票でも不在者投票の場合は、投票券の請求など、在外投票と似たものとなる。

12) 公職選挙法施行令(以下「令」)第 35 条。

13) 実際には、国政選挙の場合は、選挙区分と比例代表の投票用紙は別々に渡されるため、同じことをもう一度繰り返すことになる。

14) 令第 65 条の 5。

15) 令第 65 条の 3。

16) 令第 65 条の 4。

17) 実際には、立会人が小選挙区用及び比例区用の両方の外封筒に署名をした後、それらをまとめて、選挙人が登録されている選挙管理委員会の名前と住所を予め記入した、後述の国内送付用封筒に封入する(令

第 65 条の 7) のだが、そこに、当該選挙人が在外選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会名が記入されており、投票に際して、二重、三重にチェックされるため、投票用紙がどこかを彷徨うようなことはまずない。

- 18) 令第 65 条の 4 及び第 65 条の 7。
- 19) 実際には、更に外封筒が封入された国内送付用封筒。
- 20) 法第 49 条の 2 により、投票の送致に日数を要するなど特別な事情のある場合を除き、当該選挙の期日の公示日の翌日から選挙の期日前 6 日とされている。今回は、12 月 16 日を期日として、12 月 4 日に公示されたため、領事部での投票は同月 5 日から 10 日まで行われた。
- 21) 在中華人民共和国日本国大使館領事部提供。なお、本稿で使用した写真も同領事部にご協力いただき撮影したものです。



(常金所長補佐 香川県派遣)